

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第3号

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策調整課)